

○地域森林計画の樹立・変更(案)および水源森林地域の変更(案)について

【地域森林計画の位置づけ】

地域森林計画は、国が定める全国森林計画に即して都道府県が森林法第 5 条に基づき樹立する 10 年計画。

【計画区域と計画期間】

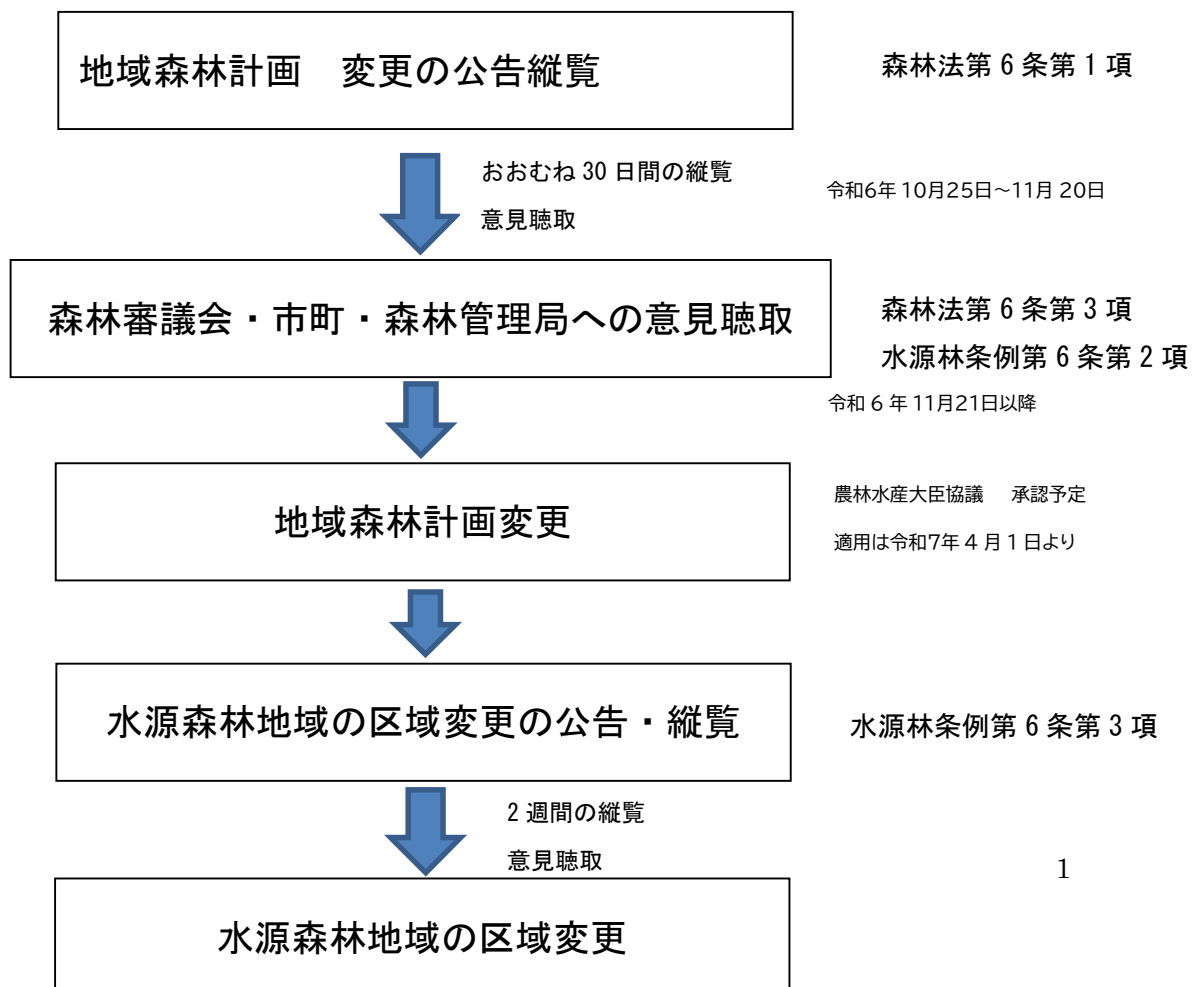
滋賀県は全国森林計画の淀川流域に属し、湖南森林計画区と湖北森林計画区の 2 計画区に分かれる。

湖南森林計画区は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町の 9 市 2 町、湖北森林計画区域は彦根市、長浜市、米原市、高島市、豊郷町※、愛荘町、甲良町、多賀町の 4 市 4 町（※豊郷町は地域森林計画対象森林が無いので実際は 4 市 3 町）となっている。

なお、滋賀県水源森林地域保全条例第 6 条第 1 項の規定により指定される水源森林地域は、水源森林地域の保全に関する基本方針の中で「水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるもの」とされている。そのため、今回の審議は滋賀県水源森林地域保全条例第 6 条第 2 項での滋賀県森林審議会の意見聴取も兼ねる。

今年度は湖北森林計画の樹立および湖南地域森林計画の変更となります。

地域森林計画区域の変更と滋賀県水源森林地域の指定について



○変更内容について

1 記述の変更

- ① 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方の中に滋賀県産材の利用の促進に関する条例について追加。森林経営管理制度に基づく県の市町支援について具体的な記述の追加。
- ② 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項に花粉発生源対策の加速化や花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする文言の追加。
- ③ 森林の立木竹の伐採に関する事項に森林の多様性の保全の文言の追加。
- ④ 間伐および保育に関する基本的事項の下刈りに作業の省力化・効率化に留意する文言の追加。
- ⑤ 森林の保全に関する事項で盛土規制法、太陽光発電の記述を国の記述に合わせた。

2 森林計画区域および計画内容の変更

(1)森林計画区域の変更

湖南	変更前	88, 995ha	変更後	88, 988ha	7ha 減
湖北	変更前	94, 853ha	変更後	94, 850ha	3ha 減

林地開発等による森林から森林以外への転用があったが、湖北については長浜市での官行造林地の返地、湖南では現況森林地域の増があったため例年に比べて森林の減少は少なくなっている。

水源森林地域と同じ区域となるため、水源森林地域も併せて変更になります。

(2)計画量の変更

①林道

計画箇所等の見直しによる変更

②治山事業

計画箇所等の見直しによる変更

資料1－2

R6地域森林計画変更箇所【湖南・湖北共通】(湖北の樹立に合わせた記述の修正、追加)

変更後	変更前
I 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方 ・・・省略・・・ その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材の<u>利用</u>と新たな需要を創出するための取組の重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。 このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。<u>令和5年度には県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため滋賀県県産材の利用の促進に関する条例が施行された。令和6年度には県内6つの森林組合が合併し、スケールメリットを生かした森林整備および木材生産の加速化が期待される。</u> また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が<u>規定されている</u>。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のため<u>航空レーザ解析や法務局公図を地図上に配</u>	I 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方 ・・・省略・・・ その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取組の重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。 このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。基本計画に基づき、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めるとともに、「森林・林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。 また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援

置する合成公図の作成など基礎データの整備・提供を行うとともに林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

また、主伐・再造林にあたっては、花粉発生源対策を加速する。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進すること <u>および植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。</u>
---------	---

を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。
---------	---

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（湖南 P10、湖北 P9）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（湖南 P40、湖北 P39）を踏まえ、第3の5（5）林産物の搬出方法（湖南 P29、湖北 P28）および第4の1（2）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」（湖南 P34、湖北 P33）と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、森林の生物多様性の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

3 間伐および保育に関する基本的事項

（2） 保育の標準的な方法に関する指針

①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施することとするが、作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（湖南 P10、湖北 P9）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（湖南 P40、湖北 P39）を踏まえ、第3の5（5）林産物の搬出方法（P29）及び第4の1（3）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」（湖南 P34、湖北 P33）と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

3 間伐および保育に関する基本的事項

（2） 保育の標準的な方法に関する指針

①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1)公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

(d)保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1)公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

(d)保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

R6 地域森林計画変更箇所【湖南のみ】

変更後		変更前																																																											
Ⅱ 計画事項		Ⅱ 計画事項																																																											
第1 計画の対象とする森林の区域		第1 計画の対象とする森林の区域																																																											
面積 ha		面積 ha																																																											
<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>面 積</td></tr><tr><td colspan="2">総 数</td><td>88,988</td></tr><tr><td rowspan="11">市 町 別 内 訳</td><td>大 津 市</td><td>22,006</td></tr><tr><td>近江八幡市</td><td>1,245</td></tr><tr><td>草 津 市</td><td>208</td></tr><tr><td>守 山 市</td><td>22</td></tr><tr><td>栗 東 市</td><td>1,866</td></tr><tr><td>甲 賀 市</td><td>30,416</td></tr><tr><td>野 洲 市</td><td>1,014</td></tr><tr><td>湖 南 市</td><td>3,643</td></tr><tr><td>東 近 江 市</td><td>21,116</td></tr><tr><td>日 野 町</td><td>6,099</td></tr><tr><td>竜 王 町</td><td>1,353</td></tr></table>		区 分		面 積	総 数		88,988	市 町 別 内 訳	大 津 市	22,006	近江八幡市	1,245	草 津 市	208	守 山 市	22	栗 東 市	1,866	甲 賀 市	30,416	野 洲 市	1,014	湖 南 市	3,643	東 近 江 市	21,116	日 野 町	6,099	竜 王 町	1,353	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>面 積</td></tr><tr><td colspan="2">総 数</td><td>88,995</td></tr><tr><td rowspan="11">市 町 別 内 訳</td><td>大 津 市</td><td>22,006</td></tr><tr><td>近江八幡市</td><td>1,245</td></tr><tr><td>草 津 市</td><td>209</td></tr><tr><td>守 山 市</td><td>22</td></tr><tr><td>栗 東 市</td><td>1,866</td></tr><tr><td>甲 賀 市</td><td>30,408</td></tr><tr><td>野 洲 市</td><td>1,014</td></tr><tr><td>湖 南 市</td><td>3,643</td></tr><tr><td>東 近 江 市</td><td>21,128</td></tr><tr><td>日 野 町</td><td>6,100</td></tr><tr><td>竜 王 町</td><td>1,354</td></tr></table>		区 分		面 積	総 数		88,995	市 町 別 内 訳	大 津 市	22,006	近江八幡市	1,245	草 津 市	209	守 山 市	22	栗 東 市	1,866	甲 賀 市	30,408	野 洲 市	1,014	湖 南 市	3,643	東 近 江 市	21,128	日 野 町	6,100	竜 王 町	1,354
区 分		面 積																																																											
総 数		88,988																																																											
市 町 別 内 訳	大 津 市	22,006																																																											
	近江八幡市	1,245																																																											
	草 津 市	208																																																											
	守 山 市	22																																																											
	栗 東 市	1,866																																																											
	甲 賀 市	30,416																																																											
	野 洲 市	1,014																																																											
	湖 南 市	3,643																																																											
	東 近 江 市	21,116																																																											
	日 野 町	6,099																																																											
	竜 王 町	1,353																																																											
区 分		面 積																																																											
総 数		88,995																																																											
市 町 別 内 訳	大 津 市	22,006																																																											
	近江八幡市	1,245																																																											
	草 津 市	209																																																											
	守 山 市	22																																																											
	栗 東 市	1,866																																																											
	甲 賀 市	30,408																																																											
	野 洲 市	1,014																																																											
	湖 南 市	3,643																																																											
	東 近 江 市	21,128																																																											
	日 野 町	6,100																																																											
	竜 王 町	1,354																																																											
林地開発等による森林区域の減 7.37ha (林地開発等による減 16.68ha 森林区域への編入 9.31ha)																																																													

第4 森林の保全に関する事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業および土地の形質の変更にあたって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考
総 数	76,689	水源涵養や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更にあたっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。
市	大 津 市	18,493	
	近江八幡市	945	
町	草 津 市	104	
	守 山 市	—	
村	栗 東 市	1,552	
	甲 賀 市	27,078	
別	野 洲 市	898	
	湖 南 市	3,416	
内	東 近 江 市	19,039	
	日 野 町	4,051	
訳	竜 王 町	1,114	

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置並びに環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止や太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
該当なし

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。

- (4) その他必要な事項
該当なし

湖北の樹立にあわせた文言の修正とレイアウトの変更

- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考
総 数	7 6 , 6 8 9	水源涵養や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更に当たっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。
市 大 津 市	1 8 , 4 9 3		
近江八幡市	9 4 5		
町 草 津 市	1 0 4		
守 山 市	—		
村 栗 東 市	1 , 5 5 2		
甲 賀 市	2 7 , 0 7 8		
別 野 洲 市	8 9 8		
湖 南 市	3 , 4 1 6		
内 東 近 江 市	1 9 , 0 3 9		
日 野 町	4 , 0 5 1		
訳 竜 王 町	1 , 1 1 4		

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
該当なし
- (4) その他必要な事項
該当なし

第6計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設	19.4Km	路線数	19
改 良	54.7Km	路線数	76

林道計画の変更による改良路線数の追加、舗装合計数値の訂正

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
大津市	48地区	<u>37</u> 地区
栗東市	11地区	11地区
野洲市	4地区	2地区
湖南市	15地区	12地区
甲賀市	68地区	57地区
近江八幡市	16地区	16地区
東近江市	33地区	<u>21</u> 地区
日野町	12地区	<u>8</u> 地区
竜王町	1地区	1地区

治山事業計画の変更による治山事業数量の増

第6計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設	14.2Km	路線数	18
改 良	49.8Km	路線数	73

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
大津市	48地区	36地区
栗東市	11地区	11地区
野洲市	4地区	2地区
湖南市	15地区	12地区
甲賀市	68地区	57地区
近江八幡市	16地区	16地区
東近江市	33地区	20地区
日野町	12地区	7地区
竜王町	1地区	1地区

R6地域森林計画数量の前計画からの変更箇所【湖北のみ】

変更後		変更前																																															
Ⅱ 計画事項		Ⅱ 計画事項																																															
第 1 計画の対象とする森林の区域		第 1 計画の対象とする森林の区域																																															
単位：面積 ha		単位：面積 ha																																															
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>面 積</th></tr><tr><td colspan="2">総 数</td><td>9 4 , 8 5 0</td></tr><tr><td rowspan="8">市 町 別 内 訳</td><td>彦 根 市</td><td>2 , 5 2 8</td></tr><tr><td>長 浜 市</td><td>3 4 , 0 0 4</td></tr><tr><td>高 島 市</td><td>3 2 , 2 1 6</td></tr><tr><td>米 原 市</td><td>1 3 , 8 3 4</td></tr><tr><td>愛 荘 町</td><td>9 2 3</td></tr><tr><td>豊 郷 町</td><td>—</td></tr><tr><td>甲 良 町</td><td>1 5 4</td></tr><tr><td>多 賀 町</td><td>1 1 , 1 9 1</td></tr></table>		区 分		面 積	総 数		9 4 , 8 5 0	市 町 別 内 訳	彦 根 市	2 , 5 2 8	長 浜 市	3 4 , 0 0 4	高 島 市	3 2 , 2 1 6	米 原 市	1 3 , 8 3 4	愛 荘 町	9 2 3	豊 郷 町	—	甲 良 町	1 5 4	多 賀 町	1 1 , 1 9 1	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>面 積</th></tr><tr><td colspan="2">総 数</td><td>9 4 , 8 5 3</td></tr><tr><td rowspan="8">市 町 別 内 訳</td><td>彦 根 市</td><td>2 , 5 3 3</td></tr><tr><td>長 浜 市</td><td>3 3 , 9 9 6</td></tr><tr><td>高 島 市</td><td>3 2 , 2 1 9</td></tr><tr><td>米 原 市</td><td>1 3 , 8 3 6</td></tr><tr><td>愛 荘 町</td><td>9 2 4</td></tr><tr><td>豊 郷 町</td><td>—</td></tr><tr><td>甲 良 町</td><td>1 5 4</td></tr><tr><td>多 賀 町</td><td>1 1 , 1 9 1</td></tr></table>		区 分		面 積	総 数		9 4 , 8 5 3	市 町 別 内 訳	彦 根 市	2 , 5 3 3	長 浜 市	3 3 , 9 9 6	高 島 市	3 2 , 2 1 9	米 原 市	1 3 , 8 3 6	愛 荘 町	9 2 4	豊 郷 町	—	甲 良 町	1 5 4	多 賀 町	1 1 , 1 9 1
区 分		面 積																																															
総 数		9 4 , 8 5 0																																															
市 町 別 内 訳	彦 根 市	2 , 5 2 8																																															
	長 浜 市	3 4 , 0 0 4																																															
	高 島 市	3 2 , 2 1 6																																															
	米 原 市	1 3 , 8 3 4																																															
	愛 荘 町	9 2 3																																															
	豊 郷 町	—																																															
	甲 良 町	1 5 4																																															
	多 賀 町	1 1 , 1 9 1																																															
区 分		面 積																																															
総 数		9 4 , 8 5 3																																															
市 町 別 内 訳	彦 根 市	2 , 5 3 3																																															
	長 浜 市	3 3 , 9 9 6																																															
	高 島 市	3 2 , 2 1 9																																															
	米 原 市	1 3 , 8 3 6																																															
	愛 荘 町	9 2 4																																															
	豊 郷 町	—																																															
	甲 良 町	1 5 4																																															
	多 賀 町	1 1 , 1 9 1																																															
林地開発等による森林区域の減 2.87ha (林地開発等による減 10.59ha 森林区域への編入 2,87ha)																																																	

第4 森林の保全に関する事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

- (1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
- 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

〇樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分		面 積	留意すべき事項	備 考
総 数		79,578	水源涵養や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更にあたっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。
市 町 村 別 内 訳	彦 根 市	1,525		
	長 浜 市	28,560		
	高 島 市	27,662		
	米 原 市	11,353		
	愛 荘 町	802		
	豊 郷 町	—		
	甲 良 町	29		
	多 賀 町	9,647		

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法
- 該当なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止や太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法
該当なし
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。
- (4) その他必要な事項
該当なし

樹立に伴う計画量および文言の修正とレイアウトの変更

- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考
総 数	7 9 , 5 6 4	水源涵養 ^{かん} や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更にあたっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。
彦 根 市	1 , 5 2 5		
長 浜 市	2 8 , 5 4 2		
高 島 市	2 7 , 6 6 5		
米 原 市	1 1 , 3 5 4		
愛 荘 町	8 0 2		
豊 郷 町	—		
甲 良 町	2 9		
多 賀 町	9 , 6 4 8		

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法
該当なし
- (4) その他必要な事項
該当なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	<u>1,400</u>	<u>1,280</u>	<u>120</u>	<u>680</u>	<u>600</u>	<u>80</u>	<u>720</u>	<u>680</u>	<u>40</u>
うち前半5年分	<u>598</u>	<u>554</u>	<u>44</u>	<u>238</u>	<u>214</u>	<u>24</u>	<u>360</u>	<u>340</u>	<u>20</u>

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分	間伐面積
総 数	<u>12,632</u>
うち前半5年分	<u>7,368</u>

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	<u>3,280</u>	<u>540</u>
うち前半5年分	<u>1,420</u>	<u>240</u>

樹立に伴う計画量の変更

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,415	1,309	106	633	527	106	782	782	0
うち前半5年分	715	660	55	333	278	55	382	382	0

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分	間伐面積
総 数	15,727
うち前半5年分	7,932

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,774	450
うち前半5年分	1,274	250

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 4 7 . 9 Km 路線数 5 6

樹立に伴う計画量の変更

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面 積	うち前半 5 年分
総 数 (実面積)	<u>31,000</u>	<u>30,500</u>
水源涵養のための保安林	<u>18,500</u>	<u>18,250</u>
災害防備のための保安林	<u>12,406</u>	<u>11,800</u>
保健・風致の保存等のための保安林	<u>6,600</u>	<u>6,560</u>

樹立に伴う計画量の変更および計画量の記述方法の変更。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 4 6 . 9 Km 路線数 5 5

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面 積	うち前半 5 年分
総 数 (実面積)	32,467	1,766
水源涵養のための保安林	18,196	1,629
災害防備のための保安林	11,814	97
保健・風致の保存等のための保安林	6,603	500

②計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在
および面積等

水源のための保安林

長浜市	1 7 6 ha (前半5年)	8 3 ha)
高島市	1 6 7 ha (〃	7 9 ha)
米原市	7 2 ha (〃	3 4 ha)
多賀町	5 8 ha (〃	2 7 ha)

災害防備のための保安林

彦根市	2 2 ha (〃	6 ha)
長浜市	3 0 2 ha (〃	8 2 ha)
高島市	2 8 6 ha (〃	7 8 ha)
米原市	1 2 3 ha (〃	3 3 ha)
多賀町	9 9 ha (〃	2 7 ha)

保健・風致等のための保安林

彦根市	1 ha (前半5年)	0 ha)
長浜市	1 6 ha (〃	1 ha)
高島市	1 5 ha (〃	1 ha)
米原市	6 ha (〃	0 ha)
多賀町	5 ha (〃	0 ha)

樹立に伴う計画量の変更

②計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在
および面積等

水源のための保安林

長浜市	1, 0 3 9 ha (前半5年)	6 0 7 ha)
高島市	9 8 5 ha (〃	5 7 5 ha)
米原市	4 2 4 ha (〃	2 4 7 ha)
多賀町	3 4 2 ha (〃	2 0 0 ha)

災害防備のための保安林

彦根市	8 ha (〃	3 ha)
長浜市	1 0 8 ha (〃	3 5 ha)
高島市	1 0 2 ha (〃	3 3 ha)
米原市	4 4 ha (〃	1 4 ha)
多賀町	3 5 ha (〃	1 2 ha)

保健・風致等のための保安林

彦根市	2 4 ha (前半5年)	1 4 ha)
長浜市	3 2 4 ha (〃	1 7 2 ha)
高島市	3 0 7 ha (〃	1 7 2 ha)
米原市	1 3 2 ha (〃	7 4 ha)
多賀町	1 0 7 ha (〃	6 0 ha)

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	7 地区	<u>1</u> 地区
愛荘町	10 地区	<u>1</u> 地区
甲良町	1 地区	0 地区
多賀町	37 地区	<u>2</u> 地区
長浜市	73 地区	<u>20</u> 地区
米原市	<u>47</u> 地区	<u>6</u> 地区
高島市	55 地区	<u>7</u> 地区

樹立に伴う計画量の変更

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

					単位：面積　h a
区　　分		施　業　方　法			そ　の　他
		伐　採　方　法			
		伐採種を 定めない	択　伐	禁　伐	
市 町 別 内 訳	彦　根　市	723	254	—	各法令の定めるところによる。
	愛　荘　町	265	545	—	
	豊　郷　町	—	—	—	
	甲　良　町	25	41	—	
	多　賀　町	4,680	382	15	
	長　浜　市	14,392	1,264	138	
	米　原　市	5,726	712	92	
	高　島　市	10,580	1,429	248	
総　数		36,391	4,627	494	

樹立に伴う計画量の変更

(3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	7 地区	6 地区
愛荘町	10 地区	6 地区
甲良町	1 地区	0 地区
多賀町	37 地区	28 地区
長浜市	73 地区	54 地区
米原市	46 地区	33 地区
高島市	55 地区	42 地区

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha					
区 分		施 業 方 法			そ の 他
		伐 採 方 法			
		伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐	
市 町 別 内 訳	彦根市	726	254	—	各法令の定めるところによる。
	愛荘町	265	545	—	
	豊郷町	—	—	—	
	甲良町	25	41	—	
	多賀町	4,600	383	15	
	長浜市	14,369	1,264	138	
	米原市	5,701	712	92	
	高島市	10,574	1,429	248	
総 数		36,260	4,628	494	

森林区域の変更(湖南)

面積変更のある森林区域の変更

区域	市町名	変更件数	転用				転入	
			伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
湖南	大津市	3	0.27					
湖南	近江八幡市	2	0.66					
湖南	草津市	3	0.96					
湖南	守山市	-						
湖南	栗東市	1	0.22					
湖南	甲賀市	8	2.01					9.18
湖南	野洲市	-						
湖南	湖南市	1	0.2					
湖南	東近江市	8	3.68	8.03				0.13
湖南	日野町	5	0.03					
湖南	竜王町	1	0.62					

轉用

伐採届 8.65 ha 林地開発 8.03ha 計 16.68ha

轉入

その他(市町等からの申し出) 9.31ha

變更前森林面積 88,995.23ha

變更後森林面積 88,987.86ha 7.37ha 減

森林区域の変更(湖北)

面積変更のある森林区域の変更

区域	市町名	変更件数	転用				転入	
			伐採届	林地開発	連絡調整	その他	農転	その他
湖北	彦根市	3	0.93	3.65				
湖北	長浜市							7.72
湖北	高島市	5	2.89					
湖北	米原市	5	2.04					
湖北	愛荘町	2	1.08					
湖北	豊郷町							
湖北	甲良町							
湖北	多賀町							

転用

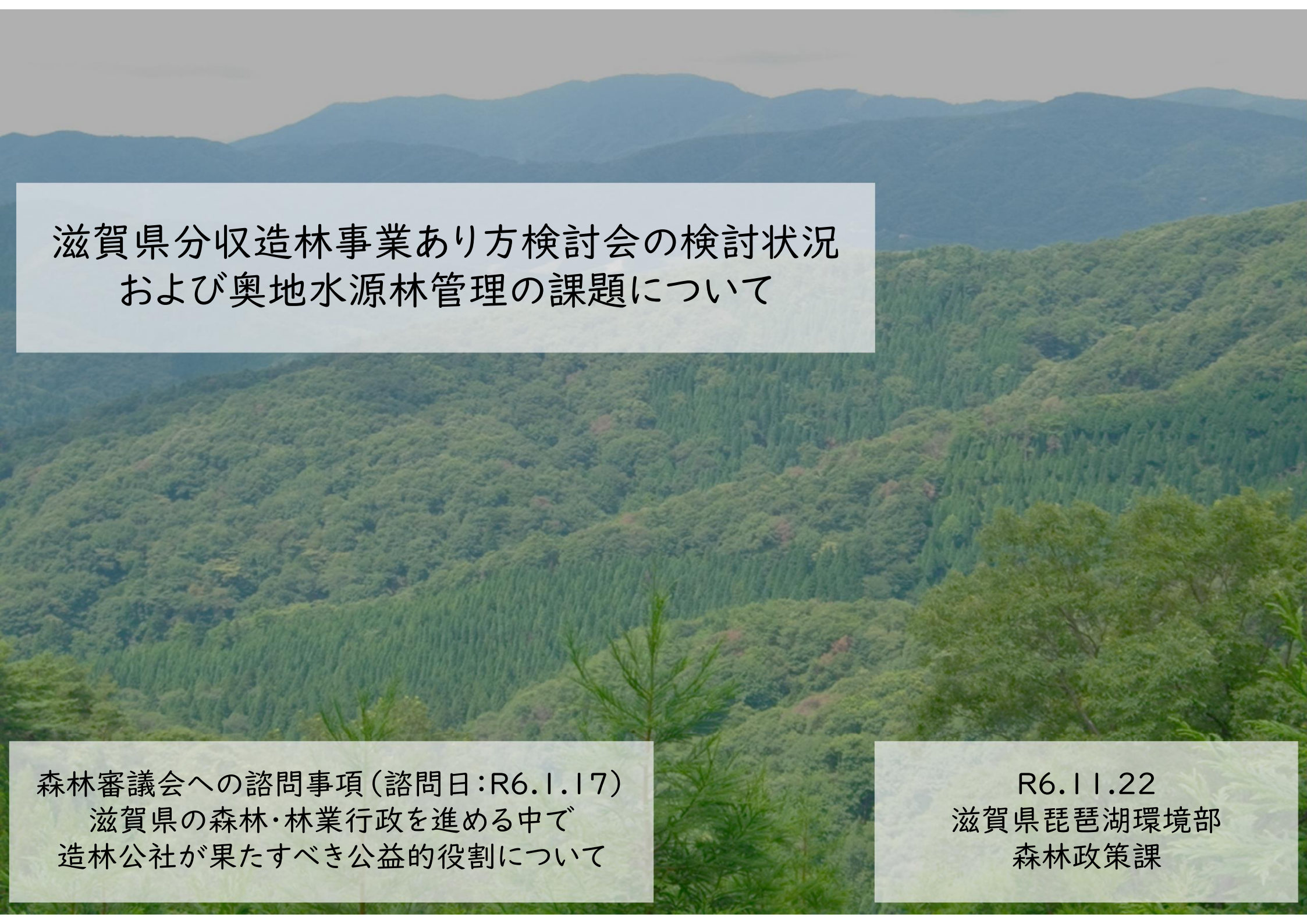
伐 採 届 6.94 ha 林地開発 3.65ha 計10.59ha

転入

その他(官公造林地返地) 7.72ha

変更前森林面積 94,852.62ha

変更後森林面積 94,849.75ha 2.87 ha 減



滋賀県分収造林事業あり方検討会の検討状況 および奥地水源林管理の課題について

森林審議会への諮問事項（諮問日：R6.1.17）
滋賀県の森林・林業行政を進める中で
造林公社が果たすべき公益的役割について

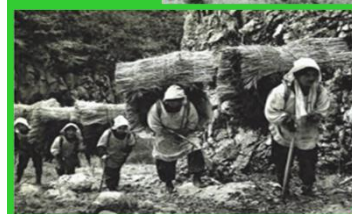
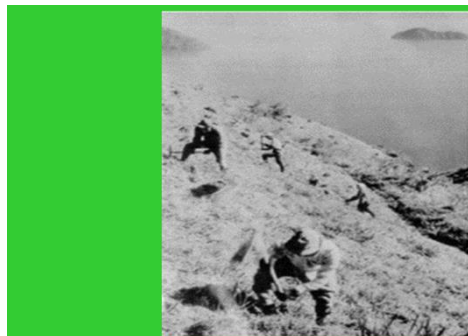
R6.11.22
滋賀県琵琶湖環境部
森林政策課

造林公社の歴史

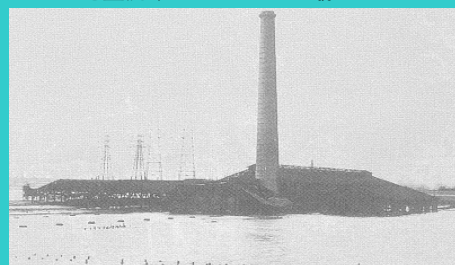


下流の水不足 ～公社設立

- 戦後の経済発展に伴い、水供給を地下水に頼っていた阪神地域で地盤沈下が深刻化
- 県内約2万haに造林を行い琵琶湖の水源涵養機能を高め、琵琶湖から下流自治体への水供給力の強化を図るため、造林公社を設立



地盤沈下によるビルの蹴上がり



地盤沈下により海に沈んだ工場

- 分収造林特別措置法に基づく拡大造林政策
- 分収造林方式により、県内に約2万haの針葉樹林を造成
- 必要な資金は、政府系金融機関、滋賀県、下流団体からの借入により調達



拡大造林



特定調停

- 木材価格の大幅な低下、労務単価の上昇により林業の採算性が低下
- 予定した伐採収益を得ることができず、債務弁済が行き詰まり、特定調停を申し立て
- 滋賀県、下流団体が合計で956億円を債権放棄することで経営再建



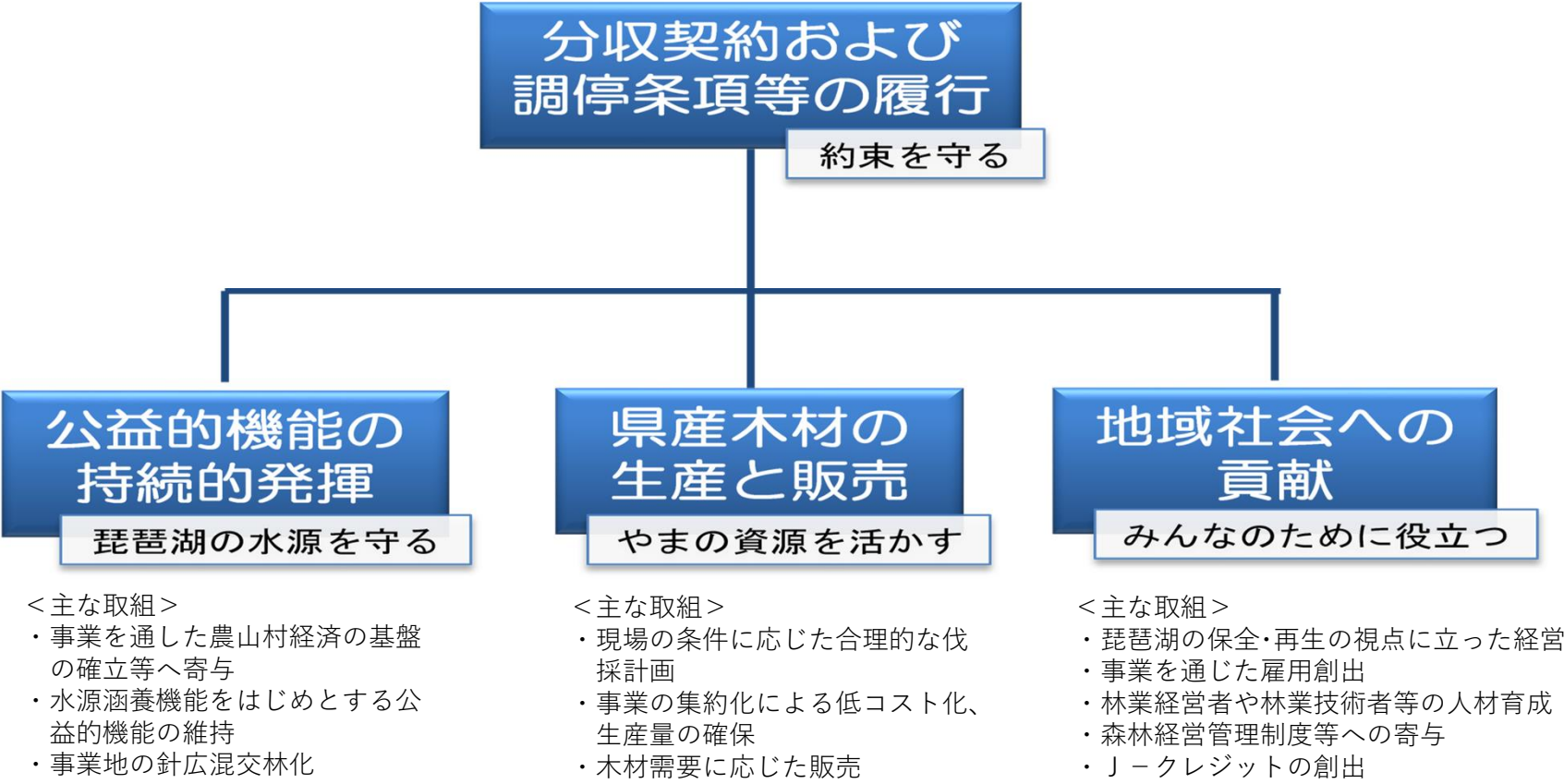
- 2015年以降、公社林が伐期を迎えたことで本格的な伐採を開始。
- 2023年までに、計312.3haを伐採し、計69,000m³の木材を搬出



本格伐採開始

➤ 公社林のあり方

○令和元年 9 月にとりまとめた「公社造林のあり方」において、以下のとおり整理。



➤ 分収造林事業あり方検討会

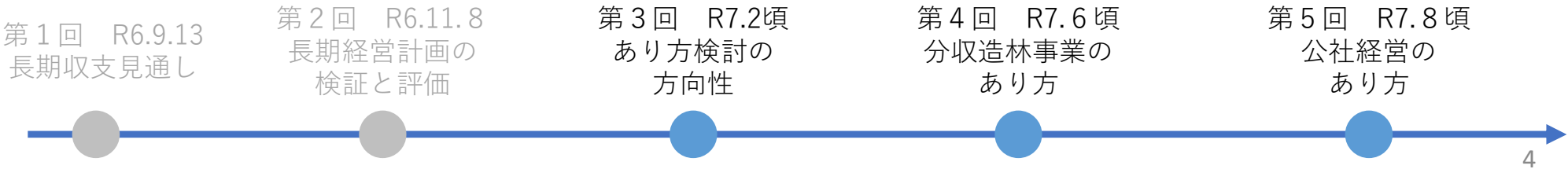
<設置趣旨>

- ・一般社団法人滋賀県造林公社の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に設置。

<委員>

役職	氏名	所属
会長	立花 敏	京都大学大学院 教授
委員	泉 桂子	岩手県立大学 総合政策学部 教授
委員	家森 茂樹	滋賀県森林組合 代表理事組合長
委員	北 克憲	公認会計士
委員	新永 智士	(株) 鹿児島総合研究所 代表取締役社長
委員	土井 裕明	弁護士
委員	浅見 宣義	長浜市長
委員	久保 久良	多賀町長

<開催スケジュール>



➤ 分収造林事業あり方検討会の検討状況（第1回）

★伐採収益を原資に債務を弁済するスキームでは、債務弁済のメドが全く立たない

伐採可能材積量の試算



長期収支見通しの試算

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

<委員からの主な意見>

- 誰がどうやっても長期経営計画の188億円に見合う伐採収益を出してくることは不可能だということを、ここにいるみなさんの共通認識にしたい。
- 今後の方針において市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせない。どのような連携が取れるのか、市町にも理解や協力を得られるのか、協議が必要。
- 公社林を所有者へお返ししても管理はできない。市町が森林環境譲与税を使ってどこまで公的管理ができるのかにかかっている。

分収造林事業あり方検討会の検討状況（第2回）

★長期経営計画は現時点で目標が達成できておらず、実質的に破綻状態。
★当初想定していた公益性と収益性の均衡が崩れており、計画の下方修正or廃止が必要

森林整備			計画	R 5 末実績	達成率	評価結果
		保育間伐	2,596ha	1,513ha	58%	×
		獣害対策	1,421ha	3,705ha	261%	○

木材生産			計画	R 5 末実績	達成率	評価結果
		伐採面積	499ha	314ha	63%	×
		伐採材積	97,331m³	69,083m³	71%	×
		伐採収益	1,439百万円	456百万円	32%	×

健全な運営			計画	R 5 末実績	達成率	評価結果
		分収割合変更	14,752ha	11,741ha	80%	×
		不採算林解約	10,180ha	7,871ha	77%	×
		契約期間延長	14,752ha	14,093ha	96%	×

分析：公社経営に対する脅威から回避、撤退するために長期経営計画の修正が必要

		外部環境要因	
		【O：機会】	【T：脅威】
		・森林経営管理制度、環境譲与税の創設 ・地球温暖化を背景とした企業の森林への投資意欲の高まり ・木質バイオマスへの関心の高まり ・新技術の活用による省力化、低コスト化	・人口問題（少子高齢化） ・木材価格の低下、事業コストの増大 ・奥地林（条件不利地）の存在 ・生育条件による品質低下
内部環境要因	【S：強み】	推進戦略 (強み×機会)	回避戦略 (強み×脅威)
	【W：弱み】	改善戦略 (弱み×機会)	撤退戦略 (弱み×脅威)

・森林のもつ公益的機能
・航空レーザ計測による森林資源情報

・公益的機能の持続的発揮に配慮した施業のさらなる推進
・森林価値の積極的説明と理解促進
・J-クレジット創出

・採算性判定による不採算林の増加
・森林資産の評価減
・契約更改未済地の存在
・借入債務の償還財源確保

・市町と連携した森林経営管理制度による不採算林のフォローアップの強化
・企業連携による森林整備
・C材、D材（林地残材）の積極的な生産

・森林資源情報を活用した効率的な整備
・事業地の実態に則した計画内容への修正

・長期収支見通しの下方修正
・分収造林事業の廃止

<委員からの主な意見>

- これから採算林については皆伐再造林して、所有者の意向で好きな樹種を植栽し、これが終わるまでは解散しないとか、そういう選択肢があってもいいのかなと思う。
- 前回、公社林の管理に市町の森林環境譲与税を活用するという意見があったが、公社林の負担まで市町に押し付けられるのは容認できない。
- 公社という団体はもう撤退するという枠組みは十分想定可能。どの選択肢を取ったとしても公益的機能をどのように維持していくのか方策が必要。

➤ 森林管理における課題

- ★現行の所有者責任による森林管理や森林経営管理制度の運用については課題があると認識。
- ★公社のあり方検討を踏まえ、森林審議会の議論を通して、滋賀県の森林全体の管理を考えたい。

<課題>

1 放置林の増加

- ・近年、森林所有者の高齢化が急速に進行。自己管理が難しい森林が増加。
- ・森林境界が不明な森林も増加。
- ・また、林業採算性の低下、森林所有者の代わりによって、森林に対する無関心層も増加傾向。
- ・所有者責任による森林管理が難しくなっている。

2 森林経営管理制度

- ・制度創設から5年が経過。滋賀県における意向調査実施率は、全国平均を大きく下回る状況。
(実施率：7% 全国平均：12%)
- ・市町の人員体制に課題。
- ・今後の制度運用にあたっては、何かテコ入れが必要。

3 公社林の今後の管理

- ・これまで公社林は、分収造林事業を通して公社が管理を行ってきたが、今後の望ましい管理について検討が必要。

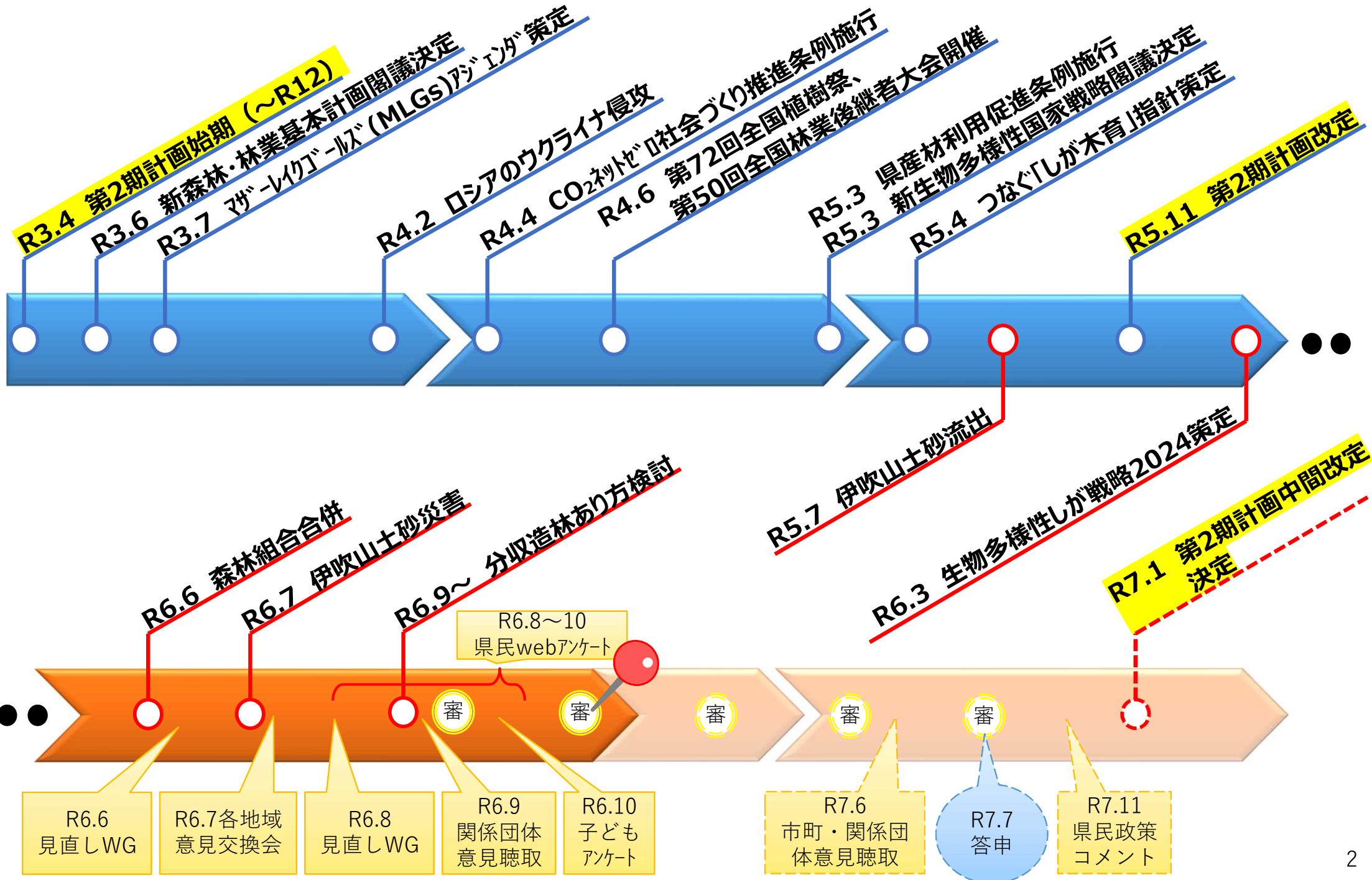


琵琶湖森林づくり基本計画 第2期（中間改定）（骨子案） について

第147回 滋賀県森林審議会

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）改定の経緯



琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）（R5.11改定）の概要



策定の趣旨

- 第1期計画（平成17年度～令和2年度）の取組や対応すべき課題、**滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（以下「県産材利用促進条例」という。）の制定**を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画

県産材利用促進条例第10条に基づく計画

滋賀県基本構想や第5次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和、また森林法に基づく地域森林計画と整合

2 計画期間 令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）（10年間）

目指す森林づくりの方向

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

3 基本方針に基づく施策の考え方

100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定

方針1 森林づくり

多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進

方針2 地域づくり

県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針3 産業づくり

川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針4 人づくり

担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や**しが**木育を推進

4 SDGs、MLGsの達成に向けた取組

新たな指標 ⇒R12年

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	・「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数（累計）	11企業等（R4）⇒30企業等
施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	・林業就業者の平均給与 ・県施設の内装等木質化率 ・しが木育に親しむ人数（累計）	340万円（R3）⇒430万円 80%（R3）⇒100% 2,226人（R3）⇒30,000人
施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり	・林業就業者数 ・森林経営プランナー数（累計）	243人（R3）⇒250人 1人（R4）⇒7人

基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策

施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

（1）適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

多面的機能を重視した森林づくり、**主伐・再造林の促進**、森林経営管理制度の推進、地球温暖化防止への貢献等

（2）災害に強い森林づくりの推進

ライフライン保全の取組、水源林の保全巡視、**流域の広域的な課題への対応** 等

（3）生物多様性の保全

多様な自然生態系の保全、二ホンジカ生息密度の低減、土壌保全対策 等

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

（1）多様な主体による森林づくりの推進

企業、地域住民、ボランティア団体等の取組支援、県民の理解の醸成 等

（2）森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

地域資源を活かした仕事おこし等による農山村の活性化、地域を担う人づくりの推進、森林文化の振興 等

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

（1）活力ある林業生産の推進

林地境界の明確化、集約化推進、機械化による生産性向上、**県産材の安定供給**、**林業所得向上** 等

（2）県産材の加工・流通体制の整備

加工体制の整備、加工・流通を担う人材の育成、**大型製材工場の検討** 等

（3）あらゆる用途への県産材の活用

魅力の発信や**しが**木育の推進、公共施設や**民間非住宅分野等**での県産材の活用、新規需要開拓の推進、**県施設の内装等木質化率100%** 等

（4）ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握、**スマート林業の推進**、ICTを活用したサプライチェーンの構築 等

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

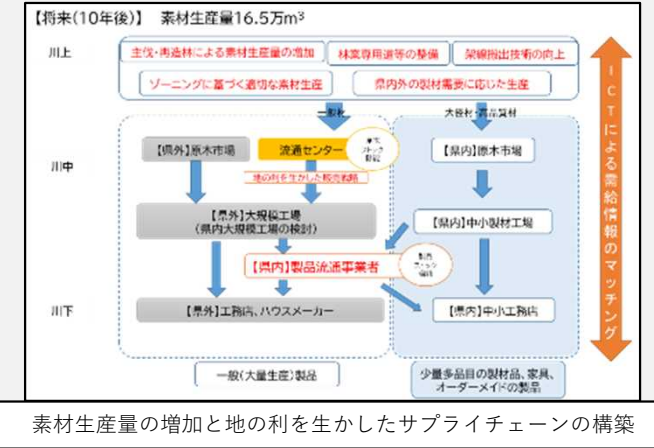
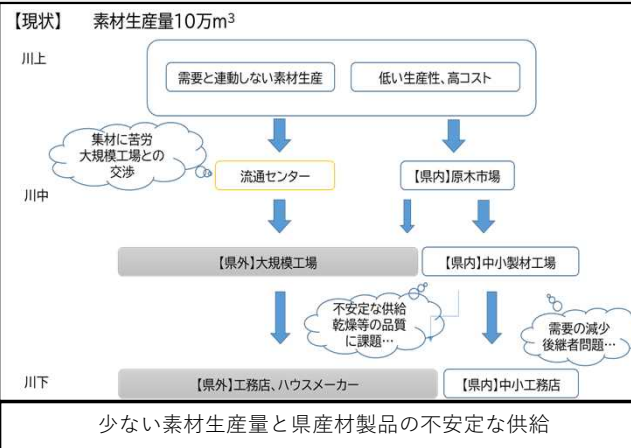
（1）林業の担い手の確保・育成

新規就業者の確保、森林・林業に関わる総合的な人材の育成等

（2）次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

森林を通じた学びの提供（グリーン・リスキリングに取り組む企業等の支援）、森林所有者の理解、意欲の高揚 等

林業・木材産業の現状と目指す姿



琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）（中間改定骨子案）の概要



計画改定の趣旨

- 計画開始から5年を目途に見直すこととされていることから、前回（R5.11）改定後に新たに生じた課題に対応するための改定を行う。
- 後期5年間に重点的に進める「重点プロジェクト」を策定する。

計画の位置づけ・期間

- 計画の位置づけ
琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画
県産材利用促進条例第10条に基づく計画
滋賀県基本構想や第5次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和、また森林法に基づく地域森林計画と整合
- 計画期間 令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）（10年間）

目指す森林づくりの方向

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

3 基本方針に基づく施策の考え方

100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定

方針1 森林づくり

多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進→収益性と災害リスクの2軸評価による四象限図等を加え、より具体的なゾーニングを提示

方針2 地域づくり

県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針3 産業づくり

川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針4 人づくり

担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習やしが木育を推進

4 SDGs、MLGsの達成に向けた取組

前回改定後の動き

全国の動き

- R5.7 GX推進戦略策定
- R5.10 花粉症対策初期集中対応パッケージの策定
- R6.3 森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針策定
- R8.3(予定)琵琶湖保全再生計画改定

本県の動き

- R6.3 生物多様性しが戦略2024策定
- R6.6 森林組合合併
- R6.7 伊吹山土砂災害
- R6.9～ 分収造林あり方検討
- R7.3 航空レーザ資源解析全県完了、森林クラウド構築
- R8.3(予定) 次期農業・水産業基本計画策定

基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策

施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

(1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

多面的機能を重視した森林づくり、主伐・再造林の促進による花粉発生源対策への寄与、森林経営管理制度の推進、地球温暖化防止への貢献等

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ライフライン保全の取組、水源林の保全巡視、流域の広域的な課題への対応、公的管理を進める新たな枠組みの検討 等

(3) 生物多様性の保全

多様な自然生態系の保全、二ホンジカ生息密度の低減、土壌保全対策 等

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

企業、地域住民、ボランティア団体等の取組支援、県民の理解の醸成、近江富士花緑公園の魅力向上 等

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

地域資源を活かした仕事おこし等による農山村の活性化、地域を担う人づくりの推進、森林文化の振興 等

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進

林地境界の明確化、集約化推進、機械化による生産性向上、「新しい林業」の実現に資する効率化・省力化、県産材の安定供給、林業所得向上、森林組合合併のスケールメリットを活かす 等

(2) 県産材の加工・流通体制の整備

加工体制の整備、加工・流通を担う人材の育成、大型製材工場の検討 等

(3) あらゆる用途への県産材の活用

魅力の発信や木育拠点施設を活用したしが木育の更なる推進、公共施設や民間非住宅分野等での県産材の活用、新規需要開拓の推進、県施設の内装等木質化率100% 等

(4) 人口減少社会を見据えた ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

精度の高い森林資源情報・地形情報等の把握とクラウド化、スマート林業の推進、ICTを活用したサプライチェーンの構築 等

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

(1) 林業の担い手の確保・育成

新規就業者の確保、森林・林業に関わる総合的な人材の育成、林業事業体の雇用環境改善 等

(2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

森林を通じた学びの提供（グリーン・リスキリングに取り組む企業等の支援）、森林所有者の理解、意欲の高揚、高校との連携 等

改定のポイント

全体

- 民間投資を呼び込む企業との共創による取組
- 人口減少社会を見据えたICT等の活用による省力化、効率化

森林づくり

- 森林の公的管理を進める新たな枠組みの検討
- 局地的な土砂流出、花粉発生源対策、GX、生物多様性保全、森林吸収源対策を踏まえた森林整備の推進

地域づくり

- 近江富士花緑公園の「森の入り口」としての魅力向上
- 多方面と連携したやまの健康の更なる推進

産業づくり

- 主伐再造林を柱とした「新しい林業」の実現
- 森林組合合併によるスケールメリットを活かした効率化
- 木育拠点整備を契機とした木育の新たな展開

人づくり

- 林業事業体の労働安全衛生等雇用環境を改善すること等により、林業職場の魅力向上
- 「やまのこ」プログラム等の拡大
- 高校との連携

第1 はじめに(省略)

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1 全国の動き

- (1) 自然災害の頻発
- (2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献
- (3) 森林吸収源対策としての役割の高まり
⇒R5.7GX推進戦略策定(経産省)
- (4) 森林経営管理法の施行
- (5) 森林環境税・森林環境譲与税の創設
- (6) 新たな森林・林業基本計画の制定
- (7) ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり
- (8) 再造林の低コスト化への取組
- (9) 非住宅等への木材利用の増加
- (10) 新型コロナウイルスの感染拡大
- (11) ウッドショックの影響
- (12) ロシアのウクライナ侵攻による影響
- (13) 生物多様性の保全

⇒R6.3森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針策定(林野庁)

(14) 花粉発生源対策の加速化

⇒R5.10初期集中対応パッケージの策定

(15) 琵琶湖保全再生計画の改定(R8.3予定)

発生源対策としての対応

- ・スギ人工林の伐採・植替え等の加速化【林野庁】
- ・スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】
- ・花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】
- ・林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーンTRANSフォーメーション(GX)を通じて、2050年カーボンニュートラルやエネルギー需給構造の転換、産業・社会構造の変革を指向した戦略。GXに向けた今後10年を見据えた取組として、脱炭素と経済成長の同時実現に資する吸収源の機能強化、森林由来の素材を活かしたイノベーションの推進等に向けた投資を促進していくこととしている。

(目的)

生物多様性を高めるための森林管理のあり方を明確化。

(主な内容)

- ・林業の生産活動自体が生態系サービスの発揮に貢献すること、民間企業との連携による生物多様性保全は林業経営の新たな収益機会となることを強調。
- ・生物多様性を高めるための課題を整理(森林管理の手法、社会・経済的課題、活動の評価等)
- ・生物多様性を高めるための具体的な森林管理手法を提示(面的な管理、施業手法、病虫獣害への対応、里山林の整備等)。
- ・森林経営計画等の計画において、自ら活動目標を設定した上で、活動状況と森林環境のモニタリングにより、「PDCAサイクル」を回すことを推奨。

2 本県の現状と課題

- (1) 利用期を迎え充実する一方、伐採が進まず高齢化が進む人工林資源
- (2) 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による土砂災害や風倒木等被害の増加
⇒ 伊吹山における土砂災害(R5.7、R6.7)
- (3) 農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加
- (4) 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進
⇒ 県産材利用促進条例の制定(R5.3)、木育拠点施設の開設(R7予定)、木材利用促進協定の締結(R5.11、R6.9)
- (5) 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進
- (6) 第50回全国林業後継者大会の開催
- (7) 市町が中心となる森林経営管理制度の推進
- (8) 林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進
- (9) 「しがCO2ネットゼロ」ムーブメント」の推進
- (10) MLGsの取組
- (11) 生物多様性しが戦略2024を踏まえた森林づくりの展開
⇒ (R6.3策定)持続可能な林業と生物多様性が保全された豊かな森林づくりを指向
- (12) 精度の高い森林資源・地形情報の整備と利便性の向上
⇒ 航空レーザ計測による資源解析の全県完了と森林クラウドの構築
- (13) 企業との共創による森林づくり ⇒ 森林公園の活用や森林の公的管理に向けた支援の動き
- (14) 森林組合の合併 ⇒ (R6.6合併)スケールメリットを活かした合理化、効率化への期待
- (15) 分収造林事業あり方検討会を踏まえた新たな水源林保全に向けた検討
⇒ (R6.9～)あり方検討会の開催、検討会において議論された方向性について
- (16) 次期農業・水産業基本計画の策定(R8.3予定) ⇒ 世界農業遺産「琵琶湖システム」、農山村活性化等で連携
- (17) 国際連携の進展 ⇒ オーストリア・中国(湖南省)との交流

第3 第1期計画および第2期計画前半の取組総括

(第2期前半の重点プロジェクトの取組結果について、毎年度点検・評価にて報告している内容を取りまとめ、素案にて提示予定)

第4 基本計画が目指す森林づくりの方向

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

やまの資源をフル活用した収益の最大化

◆方針1 森林づくり

◆方針2 地域づくり

◆方針3 産業づくり

◆方針4 人づくり

3 方針に基づく施策の考え方

<方針1 森林づくり>

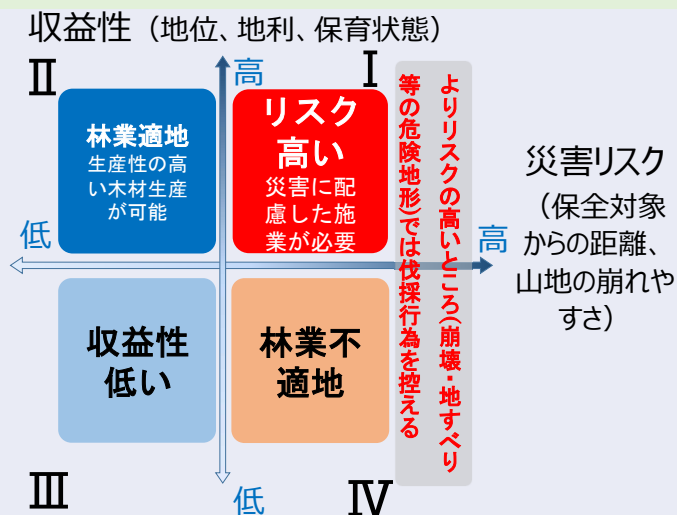
・多面的機能の持続的な発揮を図るため、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行う

・重視すべき機能に応じた最適な整備を行う「適地適業」を推進

⇒「適地適業」の実践方法として用いられる収益性と災害リスクの2軸評価による四象限図および市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林等区域を紹介し、環境林、循環林との関連を整理

⇒100年後を見据えた森林の目指す姿について、あり方検討会での議論を反映

四象限図



100年後の森林の姿 (現行計画)

現状	ゾーニング	現在の姿	100年後の姿
人工林	環境林	条件が悪く放置状態	針広混交林化
	循環林	搬出間伐による木材生産	主伐再造林による資源循環
天然林	環境林	二ホンジカにより下層植生が衰退	植生豊かな天然林
	循環林	利用されていない里山林	新たな森林空間利用

<方針2 地域づくり>

- ・森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進
- ・様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すことにより、農山村が活性化している姿を目指す。

<方針3 産業づくり>

- ・森林資源の持続的な循環利用に取り組み、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化を、10年後を見据えながら推進

サ
プ
ラ
イ
チ
ェ
ー
ン
の
構
築
双
方
向
の
情
報
共
有

川上	主伐・再造林の促進、林業専用道等の整備や機械化等の基盤整備、林業のICT化による持続的な林業活動の推進
川中	本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県産材の県内外への出荷、連携・協業等による県産材の加工や流通体制の改革
川下	住宅や公共施設、民間非住宅での利用促進、木質バイオマス等の様々な用途で需要を創出し、県産材の利用を促進

<方針4 人づくり>

- ・林業・木材産業に関わる担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進

第5 施策の体系

(方針・施策を一覧で表示したパートのため、省略)

第6 基本施策

1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進	多面的機能を重視した森林づくり	集約化や森林経営計画の作成を支援
		航空レーザ計測結果等の活用による境界等の明確化
		森林経営計画に基づく計画的な除間伐の推進
		多様な樹種や林齢で構成された森林への誘導を促進
		環境に配慮した森林づくりのための調査・研究を継続
		県営（有）林や造林公社営林地など等公的管理森林の適切な森林整備
	持続可能な森林づくり	森林所有者の機運醸成による主伐・再造林の促進により、花粉発生源対策に寄与
		「新しい林業」の実現に資する再造林の低コスト化、ドローン運搬やICTハーベスタ等による効率化・省力化を支援
		種苗の生産体制の強化
		少花粉スギ等ニーズに対応した林木育種
		関係団体による再造林支援体制の構築を支援
		再造林地におけるニホンジカ対策の実施
	森林経営管理制度の円滑な推進	市町が主体となった森林の経営管理の集積や公的管理への支援
		「滋賀県森林整備協議会」の場等を通じ、意向調査や境界明確化の助言と実効性のある仕組みの構築を推進
	地球温暖化防止に貢献する森林づくり	計画的な除間伐を実施することにより、森林吸収源対策を促進
		GX戦略や“しがCO ₂ ネットゼロ”ムーブメントに貢献する観点から、県産材利用、森林の若返りを図る
		木質バイオマス燃料の生産・利用を促進
		J-クレジットの創出やカーボン・オフセットの取組を支援

災害に強い森林づくりの推進	県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり	山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進
		山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止
		ライフライン沿いで危険木除去や間伐等の森林整備を行うため、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）で調整を行う仕組みの構築を図る
		条件不利地における風倒木の被害森林等について、復旧に向けた取組を推進
		<u>近年の気候変動を踏まえた</u> 災害に強い森林づくりに向け、効果的な森林整備手法について調査、検討
		流域の広域的な課題に対し、 <u>部局連携を図りつつ</u> 、治山事業を始めとする土砂発生源対策の取組を推進
	琵琶湖の水源林の適切な保全・管理	森林の土地の取引を把握し、不適切な土地利用を監視・指導
		「水源林保全巡視員」を配置し、現場情報の収集に努め、森林保全上の問題を把握
		<u>企業と連携しながら森林の公的管理を進める新たな枠組みを検討・推進</u>
		<u>人工衛星等により森林の変化を的確に把握できる森林監視の仕組みを検討</u>
生物多様性の保全	生物多様性が保全された豊かな森林づくり	自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な森林生態系の保全を図る
		担い手の育成、 <u>他府県との連携による効果的な捕獲等</u> によりニホンジカの生息密度の低減を図る
		被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全等を推進
		巨樹・巨木の森等の多様な森林生態系の保全や、農山村文化の継承・発展などの取組を支援
		森林病虫獣害の防除を推進
		<u>企業と連携した生物多様性保全の取組を支援</u>

2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

多様な主体による森林づくりの推進	多様な主体による森林づくり	森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポート
		森林づくりに関心のある企業が、森林整備をはじめ森林空間や木材の利活用、 <u>カーボンオフセット・生物多様性保全</u> など、それぞれのニーズに応じた形で森林と関われるよう支援
		森林組合や地域、NPOなど多様な主体により、適切な森林づくりが行われるよう支援
	県民の主体的な参画の促進	森林の多面的機能の恩恵について、森林公園を活用するなど、様々な媒体を通じた情報発信や普及啓発を行う
		10月1日のびわ湖水源のもりの日の普及啓発、びわ湖水源のもりづくり月間の活動促進
		上下流連携による森林づくりを推進
		第72回全国植樹祭のレガシーとして、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」取組を推進
		緑の少年団等の緑化活動に取り組む団体と連携し、県民の緑化意識の高揚を図る
森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進	森林や地域資源を活用した農山村の活性化	<u>企業支援、木育拠点整備を契機とした近江富士花緑公園の「森の入り口」としての魅力向上</u>
		森林整備、木材生産、地域資源を生かした商品やサービスの提供、都市部との交流などに取り組むことで、農山村の活性化を推進
	地域を担う人づくりの推進	森林サービス産業など、農山村地域の資源に着目した新たな商品の開発等を促進
		新たな森林・林業のビジネスを展開できる経営力のある人材の育成を支援
	森林文化の振興	林業研究グループや自伐型林業団体の活性化を図る
		森林文化や林業技術についての情報発信等を通じて、地域の活性化に努める
		県内各地に存在する森林文化の価値を歴史的な遺産として保全し、その継承に努める

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

活力ある林業生産の推進	林地境界の明確化や集約化の推進	集約化や森林経営計画の作成を支援（再掲）
		航空レーザ計測結果等の活用による境界等の明確化（再掲）
	路網整備や機械化による生産性の向上	森林組合等の林業事業者による高性能林業機械の導入を支援
		路網の整備に努め、土場の整備、地域の実情に応じた作業システムに基づく効率的な素材生産を推進し、所得向上に努める
		<u>「新しい林業」の実現に資する</u> ドローン運搬やICTハーベスタ等による効率化・省力化を支援（再掲）
		精度の高い地形情報を活用した路網作成支援ソフトの導入を支援
		県産材の安定供給を図るため、主伐・再生林の計画的な実施を推進
		<u>森林組合合併によるスケールメリットを活かした施業の効率化、機械稼働率の向上</u>
		<u>車両系と簡易架線系システムを組み合わせた素材生産の低コスト化の推進</u>
県産材の加工・流通体制の整備	県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築	木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を果たし、県産材を集約して県内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備
		I C Tの活用による流通の効率化や、木材流通センターの機能強化を図る
	ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備	びわ湖材産地証明制度により、合法的に生産された県産材の流通を増やす
		県内外の製材工場の連携や協業化により、地域のニーズに応じた製品供給を支援
		県内の製材工場のJ A S等の認定の取得を支援
		C L T等について、県外工場との連携を図り、コスト縮減等により利用を促進
		中小製材工場に対し、事業の継続に必要な支援を行う
		I C Tの活用により、木材生産・流通の合理化を促進し、生産性および品質の向上を支援
		滋賀県の特性を踏まえた大型製材工場の設置に向け、検討
	県産材の加工、流通を担う人材の育成	搬出現場において、販売先のニーズに対応した木材供給や効率的な仕分けが行えるよう支援
		木材加工・流通分野の人材育成を支援
		木材流通センターで県内外の需要者とのコーディネートができる人材の育成を支援

あらゆる用途への県産材の活用	県産材の魅力の発信、木育の推進	県産材を使用した建築物等において、その機能性や環境貢献効果等の情報を発信
		品質やデザイン性に優れた魅力的な県産材製品を紹介
		<u>子どもをはじめとした</u> 様々な世代を対象に段階的に「しが木育」を推進
		「しが木育」推進のため <u>整備した</u> 木育拠点 <u>施設を活用し、更なる</u> 情報発信と普及啓発を行う
		観光・教育分野等との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を推進
		木育指導者認定制度や木造建築の表彰制度により、木材利用文化や木材伝承活動を支援
	公共施設における県産材の活用	新たに整備・改修する県施設は全て木質化
		市町への助言・連携等により、市町公共施設における県産材の利用を促進
	民間施設における県産材の活用	住宅における、構造材、内外装材および外構部材等への県産材の利用を促進
		非住宅建築物において、一般流通材やＣＬＴ、２×４スタッド等の構造材、内外装材や家具などの木製品でも県産材が活用されるよう助言や普及啓発等
		建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等との協定の締結を推進
		改正クリーンウッド法に対応するための合法木材のトレーサビリティシステムの構築を推進
		中大規模建築物の木造化のため建築士等の人材育成や、木造化促進アドバイザーによる助言
		県産材利用促進団体の設立やその団体による民間施設の木造化促進等の活動を支援
	県産材の新規需要開拓の推進	県産材製品が県外でも取引されるよう、業界団体と連携し、ＰＲなど販路拡大の取組を促進
		森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援
	木質バイオマスの有効利用	未利用となっている木質バイオマスのエネルギー利用を促進
		木質バイオマス利用に関する新たな用途の開拓や <u>企業と連携した</u> 技術の調査研究および開発を支援
<u>人口減少社会を見据えた</u> ＩＣＴ等を活用した林業・木材産業の競争力強化	精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握と <u>利便性の向上</u>	精度の高い森林資源や地形情報の把握を行い、林業活動に活用するための環境整備を支援
		森林クラウドを構築し、効率的な林業経営の基盤整備の推進
		森林資源解析データをオープンデータ化し、研究機関や産業界との連携・活用を検討
	ＩＣＴを活用した県産材のサプライチェーンの構築	素材生産情報の記録や素材検収の自動化等、素材生産の効率化を支援 ＩＣＴの活用により、木材生産・流通の合理化を促進し、生産性および品質の向上を支援（再掲）

4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

林業の担い手の確保・育成	若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保	林業労働力確保支援センターが行う雇用のマッチングや情報発信等により、新規就業の促進
		緑の雇用事業等を活用し、新規就業者の技術習得や労働安全衛生を推進
	森林・林業に関わる総合的な人材の育成	「滋賀もりづくりアカデミー」で、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材を育成
		<u>「滋賀もりづくりアカデミー」で、森林施業プランナーや森林経営プランナーの能力向上を図る</u>
		「滋賀もりづくりアカデミー」において、市町職員の人材育成を推進
		<u>県職員のICT活用等の知識のアップデートの促進</u>
	森林組合および林業事業体の育成と経営力の向上	<u>オーストリアの林業を学び、交流を深めることで本県林業の向上を目指す</u>
		森林組合の <u>合併を契機とした</u> 組織体制の充実と人材の育成
		経営支援や機械化の促進などの生産基盤の充実を図る
		成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、架線技術者や素材生産の技術者を育成
		I C Tを活用できる現場技術者の育成を支援
		林業従事者のやりがいや満足度の向上に向けた取組を支援
		林業普及指導員ならびに森林総合監理士が市町や森林組合等への技術的支援を的確に実施
次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成	森林を通じた学びの提供	<u>林業事業体の労働安全衛生等雇用環境を改善させ、働き続けたいと思える職場づくりを支援</u>
		既存の施設や公有林の活用を進め、さまざまな世代の県民を対象に、森林環境学習を推進
		自然保育や「やまのこ」等の森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進
		グリーン・リスキリングに取り組む企業等を支援
		<u>子どもをはじめとした</u> 様々な世代を対象に段階的に「しが木育」を推進（再掲）
		観光・教育分野等との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を推進（再掲）
		<u>企業と連携し、幅広い世代へ「やまのこ」プログラムを提供</u>
		<u>伊香高校「森の探求科」との連携や、出前授業などによる高校生への森林環境学習の実施</u>
	森林所有者の理解、意欲の高揚	森林所有者へ間伐等の森林整備の重要性を普及啓発し、森林整備情報や技術情報を提供
		林業に関心を持つ県民を増やし、新規参入や農山村での起業などに意欲ある人への支援

第7 重点プロジェクト

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の後期 5年間（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））において、重点的に進める施策を「重点プロジェクト」とし、具体的な計画の推進を図ることとします。

【重点プロジェクトの目指す方向】（現行）

- 森林資源を持続的に循環利用できるよう林木の若返りを進め、人にも優しい健康な森林を作ること、二酸化炭素吸収源としての役割を果たします。
- 災害に強い森林づくりを進めることで、安心して暮らせる農山村の生活環境の保全を進めます。
- 森・川・里・湖のつながりを活かして、都市部と農山村を結ぶ「やまの健康」を進め、多様な県産材利用の促進によって、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指します。

（重点プロジェクトの具体の指標等については、今回の骨子案の議論を踏まえ、素案にて提示予定）